

業者名	入札参加停止理由	措置期間
株式会社縁	業務の履行に当たり、契約書及び仕様書の記載事項に違反し、公共工事等の契約の相手方として不適当であると認められるため。	令和8年4月1日 ～ 令和8年9月30日
高知建設株式会社	建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分を受けたため	令和8年4月9日 ～ 令和8年10月8日
スバル興業株式会社関西支社	独占禁止法違反により公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため	令和8年5月13日 ～ 令和8年11月12日
日本ハイウェイ・サービス株式会社大阪支店	独占禁止法違反により公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため	令和8年5月13日 ～ 令和8年11月12日
前田建設工業株式会社関西支店	贈賄行為を行ったことが、入札参加資格者として、不適当な事由があったと認められるため。	令和8年7月21日 ～ 令和8年10月20日